

松戸市立貝の花小学校

「父母と教職員の会」(PTA) 規約

(昭和 53 年 2 月 18 日より実施)

令和 4 年 5 月 27 日 改定

卒業時まで要保管

はじめに

昭和53年2月、新しい組織「父母と教職員の会」が誕生しました。
この会は、2年間にわたる会員の討議のすえ、生まれたものです。
この「父母と教職員の会」の会員は、教職員及び貝の花小学校の児童の保護者で構成されます。保護者は、児童の入学と同時に会員となります。

1. わかりやすい規約であること
1. ひとりひとりの意見や願いがよく反映されたもの
1. 会員の所属する学級が活動の基盤になること
1. 話し合いの中から勉強しあい、作り上げていくもの
1. なるべく単純な組織であること

を、基本に作りました。
お子様の在学する間に誰もが委員を経験し、会員のひとりひとりによって、支えられているPTAにしていきたいと思えます。

貝の花小学校PTA（父母と教職員の会）について

P・・・Parents	（父母・保護者）
T・・・Teachers	（教師）
A・・・Association	（同じ目的を持った人々の集まり）

ご家庭で大切に育てられた子供達が、しっかりと勉強し、たくさんの友達と交わり、心優しい豊かな人間に成長してほしいという願いをめざし、保護者と教職員が手を結び、協力し合って学び活動する会です。

PTAの設立・・・昭和53年2月18日
PTAの会費・・・年額一世帯上限3000円

貝小PTAは、学年・学級、広報、地区、文化の各委員会と教職員部会の5本柱、及び特別委員会の活動から成り立っており、さらにそれらを取りまとめる執行部役員会があります。

学年委員会

主に学級、学年毎に活動します。
学年委員は学年のまとめ役であり、担任の先生と保護者のパイプ役になります。
委員を中心に懇談会を開き保護者と先生が話し合ったり、保護者の知識・情報の共有や親睦を図ること、保護者と子ども達が触れ合うことを目的とした学年活動を企画・立案、実施します。
また、学年委員は役員選考委員として役員候補者を選出します。

広報委員会

「広報 貝の花」その他を発行・配布して、PTAの活動、学校行事、子供達の様子などを会員の皆様にお知らせします。

地区委員会

各種パトロール、交通安全協力など、子ども達の安全・安心確保に関する活動を行い、子ども達の放課後の過ごし方、地域の危険箇所・教育環境にも目を配ります。
また、緊急時には、学校の依頼を受け集団下校補助などの迅速な対応をとることがあります。
地区委員は、地域をブロックに分け、各ブロック毎に選出します。

文化委員会

講演会・講習会・観劇会・音楽会・スポーツ大会など様々な催しを企画・開催し、会員の教養を高め、親睦をはかります。
※平成25年度より休会となっております。

特別委員会

総会の承認を得て特別な事柄についてのみ活動する委員会です。
過去に2つの委員会がありました。
★ 30周年事業特別委員会
★ 少人数学級特別委員会

松戸市立貝の花小学校「父母と教職員の会」(PTA)規約

第一章 会の名前と事務所

第1条 この会は松戸市立貝の花小学校「父母と教職員の会」(PTA)と称し、事務所は学校内「松戸市小金原8丁目10番地・電話047-344-8611」におく。

第二章 基本方針

第2条 日本国憲法と教育基本法の精神にもとづいて、心身ともに健康な子どもの育成と社会性を育てていくために、すべての会員が子どもについて話し合い、そこから何かを発見し、考えあい、創造していくことをめざす。

第三章 目的

第3条 この会は次のことを目的とする。

1. よき父母、よき教職員となるため、お互いに勉強しあう。
2. 子どものしあわせを守るために、家庭と学校と社会の教育発展につとめる。
3. 学校、地域の教育活動をさかんにし、より良い環境づくりをする。

第四章 活動方針

第4条 この会は次のことを活動方針とする。

1. 学級及び地域活動を基盤とし、会員ひとりひとりの意見や願いが実現されるようにつとめる。
2. 自主独立の任意団体であり、特定の政党・宗教及びいかなる他の団体の支配干渉もうけない。また営利を目的としない。
3. この会は学校教育全般について意見を述べ協力するが、学校の管理・人事などには干渉しない。
4. 教育に関係のある他の団体とも協力しあう。
5. 公教育費の充実のためのはたらきかけをする。

第五章 会員

第5条 この会は会員を次のように定める。

1. この会は、本校児童の父母またはこれに代わる保護者と教職員で組織する。
2. 会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第六章 役員、会計監査及び各種委員

第6条 この会に次の役員をおく。

1. 会長 1名(父母より1名)
2. 副会長 3名(父母より2名、教職員より1名)
3. 書記 5名(父母より3名、教職員より2名)
4. 会計 4名(父母より2名、教職員より2名)

第7条 この会に会計監査を2名おく。

第8条 この会に次の各種委員をおく。

1. 学年委員
2. 学年代表委員
3. 地区委員
4. 広報委員
5. 文化委員

第9条 役員及び会計監査選出のために役員選考委員をおく。

第10条 役員選考委員は役員及び会計監査を細則に従って選出する。

第11条 学年委員（2名×学級数）、広報委員（1名×学級数）、文化委員（1名×学級数）は学級より選出し、選出難航の場合は学年として選出する。

第12条 地区委員は各地区・班から選出する。

第13条 教職員の委員は教職員部会の中から選出する。

第14条 校長は学校管理運営面の責任者として独自の立場を持っているので委員にならないが、各種委員会には参加し、意見を述べることができる。

第15条 役員、会計監査及び各種委員の任期は次の通りとする。

1. 役員、会計監査及び各種委員の任期は1年とし、再任することができる。ただし役員に関しては、同一役員の連続する任期は2期（2年）を限度とするが、会計監査の任期は1年とする。教職員についてはこの限りではない。
2. 役員と会計監査の欠員が生じたとき、代表委員が必要と認めた場合に限り補選する。
3. 補欠の承認は代表委員会が行う。その任期は前任者の残任期間とする。

第16条 役員、会計監査の任務は次の通りとする。

1. 会長 総会、代表委員会その他の会を招集し、会全体の連絡調整をはかる。
2. 副会長 会長を助け、会長が事故のときはその代理をする。
3. 書記 総会、代表委員会その他の会の通知を発送し、議事を正確に記録し、他の庶務の事務処理を行う。
4. 会計 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務処理をし、総会において、監査を経た決算報告をする。
また、この会の財産を管理する。
5. 会計監査 この会計を監査し、総会に報告する。また、予算委員長を努める。

第17条 各種委員の任務と各種代表委員の選出は次の通りとする。

1. 学年委員
 - (1) 学級・学年の取りまとめ役となり、学年集会の司会・記録などの仕事もする。
また、役員選考委員を務める。
 - (2) 学年委員会の構成員となる。
 - (3) 学年ごとに学年委員より2名の学年代表委員を選出し、正・副の委員長を決める。

2. 地区委員
(1) 学校内外における子ども達の安全・安心に関する役割を担う。
また、地区相互の連絡調整をし、地区集会の招集、司会、記録などの仕事もする。
- (2) 地区委員より2名の地区代表委員を選び、正・副の委員長を決める。
3. 広報委員
(1) 広報の発行を行う。
- (2) 広報委員より2名の広報代表委員を選び、正・副の委員長を決める。
4. 文化委員
(1) 会員の親睦をはかり、教養を高め、あわせて児童の健康と文化の向上につとめる。
- (2) 文化委員より2名の文化代表委員を選び、正・副の委員長を決める。

第七章 会議

第18条 この会に次の会をおく。

- | | | |
|-----------|------------|-----------------|
| 1. 総会 | 2. 代表委員会 | 3. 役員会 |
| 4. 学年委員会 | 5. 学年代表委員会 | 6. 地区委員会 |
| 7. 広報委員会 | 8. 文化委員会 | 9. 特別委員会（臨時委員会） |
| 10. 教職員部会 | | |

第19条 すべての会は公開とし、会員は誰でも傍聴できる。

第1節 総会

第20条 総会は全会員をもって構成されたこの会の最高の決議機関である。

第21条 次のことは総会において審議し承認を受ける。

前年度活動報告	決算報告	会計監査報告	予算	活動計画
会則変更	役員及び会計監査等の紹介	その他の審議事項		

第22条 総会は定期総会を原則として5月に開く。

第23条 総会は会員の現在員数の5分の1以上の出席をもって成立する。

第24条 総会の議事は出席者の過半数で決める。

第25条 臨時総会は代表委員が必要と認めるとき、または会員の10分の1以上の要求があったとき開く。

第2節 代表委員会

第26条 代表委員会は役員及び学年委員（2名×学級数）、地区代表委員（2名）、広報代表委員（2名）、文化代表委員（2名）、教職員代表（2名）をもって構成され、総会に次ぐ決議機関である。

第27条 代表委員会は会長が必要と認めるとき、または構成員の5分の1以上の要求があったとき開く。

第28条 代表委員会は構成員の2分の1以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決める。

第3節 役員会

第29条 役員会は会長、副会長、書記、会計をもって構成され、会長がこれを招集する。

第30条 必要に応じて学年代表委員、地区代表委員、広報代表委員、文化代表委員、会計監査も参加できる。

第4節 各種委員会

第31条 サークルは役員会に所属し、規定は細則に定める。

第32条 各委員会は、各委員長がこれを招集する。

第33条 各委員会の構成は次の通りとする。

1. 学年委員会 学年委員（2名×学級数）及び各学級担任をもって構成される。
2. 学年代表委員会 各学年代表委員及び各学年主任をもって構成され、必要に応じて開くことができる。
3. 地区委員会 地区ごとに会員数に応じて1名以上及び教職員部会より2名の委員をもって構成される。
4. 広報委員会 広報委員及び教職員部会より2名の委員をもって構成される。
5. 文化委員会 文化委員及び教職員部会より2名の委員をもって構成される。
6. 特別委員会
(臨時委員会) 特別なことについて必要があったとき、特別委員会を臨時に設けることができる。
7. 教職員部会 教職員をもって構成される。

第八章 会計

第34条 この会の経費は会費とその他の収入をもってあてる。

第35条 この会の会費は平等に負担し、一世帯、一教職員年額3000円を上限として、各年度の代表委員会における予算審議を経て、総会で承認を受ける。

第36条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第九章 防災

第37条 災害や緊急時における帰宅困難児童に対応するため防災備蓄品を備える。

1. 学校又はPTAが必要と思われる場合は直ちに使用することができる。
2. 購入・管理・保管は執行部が行う。
3. 防災備蓄品の入れ替えの際、旧防災備蓄品の処分は執行部に委ねる。

第十章 付則

第38条 この規約を改正するときは、あらかじめ原案を会員に通告し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

第39条 この会の運営についての必要な内規・細則は、規約に反しない限り代表委員会で決める。

第40条 学校が特別な事態と認められた時、執行部は次の事項を行うことができる。

1. 総会を書面決議にて行うことができる。
2. PTA 会費は執行部で前年度を超えない範囲で相当と認められる額に変更することができる。
3. 第六章について、実態に応じて年度毎に執行部で変更することができる。
4. 本条は校長および教頭、PTA 執行部全員の了承を得なければ執行することができない。

第41条 1. この会の規約は昭和53年2月18日より実施する。

2. 昭和62年 5月 9日 第1次改正
3. 平成 3年 5月11日 第2次改正
4. 平成25年 5月14日 第3次改正
5. 令和 元年 5月 9日 第4次改正
6. 令和 3年 5月19日 第5次改正
6. 令和 4年 5月27日 第6次改正

内 規

第1条 P T A会員の慶弔について次の通り定め、慶弔意を表す。

1. 会員及び在籍児童死亡の場合、金 5,000 円とする。
2. 教職員の婚姻の場合、金 5,000 円とする。
3. その他必要に応じて役員会又はクラス委員で協議し、後日代表委員会の承認を得る。

第2条 青少年補導員について、受託者は各学級・専門委員会を引き受けた場合と同等の扱いとする。

第3条 P T A総会議長について、受託者は各学級・専門委員会を引き受けた場合と同等の扱いとする。

第4条 文化委員会は、平成25年度より休会とし、その活動を休止する。

第5条 この会の会費は年払いとする。

但し、年度途中の転出入者については、毎年15日を基準日として月割り計算を行う。

※ 令和3年5月19日 改正

細 則

第一章 P T A役員及び会計監査選出について

第1条 この細則は貝の花小学校P T A規約第10条に基づき、役員及び会計監査の選出を公平に行うことを目的とする。

第2条 役員選考委員の構成とその運営は次の通りとする。

1. 役員選考委員は学年委員が務める。
2. 6年生委員より1名を選出し、役員選考長とする。
3. 役員選考長は互選会を主催する。

第3条 役員及び会計監査は次のように選出される。

1. 各学級より1名以上の候補者を選ぶ。役員選出難航の場合は、学年として(学級×1名以上)候補者選出も可能。但し、6年生は除く。
2. 役員選考長は役員候補者名を発表する。
3. 役員候補者を招集し、互選会を行う。
4. 選出された役員候補者に、全会員の5分の2を超える信任異議申し立てがあった場合は信任されない。
5. 信任されない場合は、再度役員候補者を選出し、あらためて互選会から行うこととする。
6. 新体制決定後は遅滞なく新役員を発表し、それをもって新役員が確定する。
7. 新役員を総会で紹介する。

第二章 サークル規定

第4条 貝の花小学校P T A規約第31条に基づき、次の条件を満たし、代表委員会で承認されたものをP T Aのサークルと認める。

1. P T Aの目的と一致していること。
2. 1サークルの構成人員が5名以上であり、責任者1名を置いていること。
3. 定期的に会が開かれ、随時入会できること。
4. サークル独自の会費をもって運営できること。

第5条 活動にあたっては、次のことに留意する。

1. サークル所有の用具の保管・管理については責任をもってあたること。
(1) サークルの管理用具・備品についてはP T A備品とする。
(2) サークルのP T A備品について、不具合(破損やサイズ違い)などが生じた場合は、代表委員会及び予算委員会で承認し、購入できる。
2. 学校の施設・用具などを使用する場合は、必要な手続きをとり、授業などに支障のないようにすること。
3. サークルは、年度ごとに役員会に再申請し、その継続には代表委員会の承認を得ること。
4. サークル助成金の年額は、予算審議を経て、総会で承認を受ける。
5. サークルの責任者は、役員会の要請に基づき、活動状況の報告及び会計報告を代表委員会にすること。

※ 令和4年 2月28日 改正

<PTAの組織図>

